



埼玉県発行

目次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (東部振興) 一
- 埼玉県ホームページ管理システム機器貸借及び保守管理業務に関する入札公告 (広聴広報課) 一
- 大規模小売店舗の新設に関する公示 (商業支援課) 三
- 本庄都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

(都市計画課)

- 本庄都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧 () 四
- 本庄都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 () 四
- 指定確認検査機関の住所及び事務所の所在地の変更 (建築安全課) 五

告示

埼玉県告示第千五百五十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及

び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年八月十八日

埼玉県知事 上田清司

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年八月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人視覚障がい者支援協会・ひかりの森
- 三 代表者の氏名
松田 和子
- 四 主たる事務所の所在地

埼玉県告示第千五百五十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。
平成二十一年八月十八日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
埼玉県ホームページ管理システム機器貸借及び保守管理業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
平成22年1月1日(金)から平成26年12月31日(水)まで。ただし、平成22年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。
- (4) 履行場所
埼玉県県民生活部広聴広報課長が指定する場所
- (5) 入札方法
本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又

埼玉県越谷市弥生町一丁目九番地山崎ビル二F

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として視覚障がい者が自立して社会参加・社会貢献するために相談事業、生活訓練事業、啓発事業などを行い、一人でも多くの視覚障がい者を支援し、広く社会に貢献し公共の福祉に寄与することを目的とする。

は持参も認める。

落札者の決定に当たっては、入札書に入札し、又は記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に入札し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成 20 年埼玉県告示第 1032 号）に基づき、業種区分が「物品の賃貸」又は「電子計算に関する業務」の A 等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定日までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止期間中でない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定日までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（入札説明書の 2(5)に規定する「埼玉県ホームページ管理システム機器賃貸及び保守管理業務仕様適合表」を提出すること。詳細は入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書及び仕様書の入手方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合
入手手順は、次のとおり

イ 埼玉県ホームページ（トップページ）を開く。

ロ 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。

ハ 埼玉県電子入札総合案内（工事・物品）メニュー内の「3：システム入口」を選択する。

(2) 「入札情報公開システム」を選択する。

イ 調達機関は「埼玉県」を選択する。

ロ 部局名は「県民生活部」を選択する。

ハ 課所名は「広聴広報課」を選択する。

ニ 「物品等」を選択する。

ホ 「1 発注情報の検索」を選択する。

ヘ 検索ボタンをクリックする。

ト 本入札案件を選択する。

チ 紙媒体での入手を希望する場合

3(2)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡をすること。）。

(2) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先（3(1)アの場合を含む。）
〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県県民生活部広聴広報課

ウェブ情報担当 木村、笹島 電話 048-830-2852（直通）

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成 21 年 9 月 29 日（火）正午まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成 21 年 9 月 28 日（月）午後 5 時まで（必着）

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県県民生活部広聴広報課 平成 21 年 9 月 29 日（火）午後 2 時

なお、開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規

<p>則第18号。以下「財務規則」という。) 第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。</p> <p>イ 契約保証金</p> <p>契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。</p>	<p>(7) 落札者の決定方法</p> <p>財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>(8) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格 設定しない。</p> <p>(9) 支払条件 発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。</p>
<p>(3) 入札者に要求される事項</p> <p>この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成21年9月7日(月)午前10時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合</p> <p>同システムから確認申請するほか、その他の必要な書類を3(2)の提出場所まで、郵送又は持参により提出する。</p>	<p>(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature of Services Required: Lease, management and maintenance of computer equipment for the Saitama Contents Management System.</p> <p>(2) Deadline for Submissions: By registered mail or in person : 5 : 00 p.m., September 28, 2009. By electronic bidding system : 12 : 00 noon, September 29, 2009.</p>
<p>イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合</p> <p>必要な書類を3(2)の提出場所まで郵送又は持参により提出する。</p> <p>なお、郵送による場合には書留郵便とし、上記の期限内に必着のこと。</p>	<p>(3) Contact Information: Public Relations Division Web Information Public Services Department, Saitama Prefectural Government Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitamashi, Saitamaken 330-9301 Tel.048-830-2852</p>
<p>(4) 競争入札参加資格の付与</p> <p>2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、平成21年8月20日(木)午後5時までに必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。</p>	<p>~~~~~</p> <p>埼玉県告示第十五十五号</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供す。</p> <p>平成二十一年八月十八日</p>
<p>(5) 入札の無効</p> <p>次に掲げる入札書は、無効とする。</p> <p>ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書</p> <p>イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書</p> <p>ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書</p> <p>(6) 契約書作成の要否</p>	<p>埼玉県知事 上田 清 司</p> <p>届出の概要等</p> <p>イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 ファッションセンターしまむら菟蒲店</p>

南埼玉郡菖蒲町蓮田都市計画事業菖蒲北部土地区画整理事業十街区②他
口 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の
氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社しまむら 代表取締役 野中 正人

さいたま市北区宮原町二丁目十九の四

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社しまむら 代表取締役 野中 正人

さいたま市北区宮原町二丁目十九の四

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十二年三月二十九日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千百十六平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 合計 五二台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 合計 四一台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 合計 八七平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 合計 三二立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前十時から午後八時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時四十五分から午後八時十五分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口 四箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前〇時から翌午前〇時

ト 届出年月日

平成二十一年七月二十八日

二 縦覧期間

平成二十一年八月十八日から平成二十一年十二月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年八月十八日から平成二十一年十二月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千五百五十六号

本庄市から本庄都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年八月十八日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第千五百五十七号

本庄市から本庄都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送

付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年八月十八日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第千五百五十八号

本庄市から本庄都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該

図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年八月十八日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千五百五十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の二十一第二項の規定により、指定確認検査機関から住所及び確認検査の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十八日

埼玉県知事 上田清司

指定番号	名称	変更後の住所	変更後の事務所の所在地	住所及び事務所の所在地の変更日
埼玉県知事第四号	財団法人 さいたま 住宅検査 センター	さいたま市浦和区岸 町七丁目十二番三号	さいたま市浦和区岸 町七丁目十二番三号 (さいたま中央事務 所)	平成二十一年 七月二十一日

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 〇四八―八六二―二九〇二(代表)